

## 不動産公売のお知らせ

町税等滞納処分による不動産公売を次のとおり実施しますので、購入をご検討いただき、ぜひ入札にご参加くださいますようお願いします。

見積価額（最低公売価額） ¥800,000 -

公 売 保 証 金 ¥80,000 -

売却区分番号	1	名称・性質・数量・その他
公 売 財 産		別紙「公売財産明細書」のとおり
公 売 場 所	川南町役場 税務課	
公 売 方 法	入札	
公 売 日 時	令和8年2月25日から令和8年2月27日まで	
開 札	日 時	令和8年3月2日 午前9時00分
	場 所	川南町役場 税務課
売 却	日 時	令和8年3月23日 午前9時00分
決 定	場 所	川南町役場 税務課
買受代金納付期限	令和8年3月23日 午後2時00分	
買 受 人 の 資 格	国税徴収法（昭和34年法律第147号）第92条の規定により、滞納者及び税務関係職員は直接・間接を問わず、入札に参加できません。また、同法第108条の規定により、入札の参加を制限する場合があります。 公売財産が農地等である場合は、都道府県知事又は市町村農業委員会が発行する買受適格証明書の提出が必要です。また、売却決定日以降に農地法に伴う許可が発行される場合は、発行された期日をもって売却決定を有効とします。	
そ の 他	1 公売財産は、現況とし、面積は登記簿によるものとします。 2 公売保証金を納付した後でなければ、入札等をすることできません。 3 所有権移転手続の費用（登録免許税等）は、買受人の負担となります。 4 公売財産の所有者は、適格請求書発行事業者ではないためインボイスは発行されません。	

川南町税務課 管理収納係

電話 0983-27-8004

#### 公売日（入札当日）に準備していただくもの

- 1 代理人が入札する場合には、代理権限を証する委任状が必要です。
- 2 法人名で入札する場合には、入札書の提出を行う方が代表権限を有する事を証する書面（商業登記簿謄本等）を提示してください。なお、代表権限を有しない方（従業員の方など）が入札の際には、代理権限を証する委任状も必要です。
- 3 公売保証金80,000円（入札の結果、その公売財産を買い受ける資格が得られなかった方の公売保証金は、後日、指定口座へ返還します。返還には数週間かかるご了承ください。）
- 4 公売財産が農地等の場合は、県知事又は農業委員会の発行する買受適格証明書
- 5 印鑑（代理人が入札する場合には、代理人の印鑑）

#### 買受代金納付時（納付期限 令和8年3月23日）に準備していただくもの

- 1 公売保証金領収書（公売日に交付します。）
- 2 住民票 1通（個人名で入札された場合）  
商業登記簿謄本 1通（法人名で入札された場合）
- 3 印鑑（代理人の場合には、代理人の印鑑）
- 4 買受代金（公売日に納付した公売保証金を差引いた金額）
- 5 公売財産が農地等である場合は、県知事又は農業委員会が発行する権利移転の許可書
- 6 所有権移転登記請求書、所有権移転の手続きにかかる費用等  
(1) 登録免許税（登記手数料）125,400円  
登録免許税相当額の収入印紙を提出してください。  
\* 収入印紙の「販売所」は郵便局、法務局、裁判所等になります。
- (2) 通信費用（所有権移転のための登記嘱託関係書類の郵送料に使用します。）  
所有権移転の登記済証の郵送を希望される方は、460円分の切手を提出してください。  
簡易書留郵便（350円+110円）=460円
- 7 代理人の方がお見えになる場合は、代理権限を証する委任状が必要です。

#### その他

- 1 公売保証金及び買受代金は、現金・銀行振込のいずれかの方法で納付してください。
- 2 公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況、関係公簿等を確認した上で入札してください。
- 3 公売財産について、公売を中止する場合がありますのでご了知ください。
- 4 その他ご不明な点は、お問い合わせください。